

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

滋 賀 県

滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、または発生するおそれがある場合等（以下「災害等」という。）の宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等において、避難所として宿泊施設等を提供するに当たり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等において、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を避難所として利用する必要があると認めた場合は、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。

2 前項による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の承諾等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力が可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（組合員へ協力を要請する内容）

第4条 乙は、乙の組合員に対して、第2条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、次に掲げる業務を可能な範囲で実施するよう要請するものとする。

- (1) 宿泊場所（部屋）、入浴施設、食事および食事場所の提供
- (2) 避難者の名簿管理
- (3) 県や市町等からの連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置
- (4) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

(協力宿泊施設への利用申込)

第5条 協力宿泊施設の利用申込は、甲と被災市町が協議の上、被災市町が行うものとする。

(受入期間)

第6条 協力宿泊施設における避難者の受入期間は、避難者を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 協力宿泊施設の提供等に要する費用については、被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額および支払方法等は、甲、被災市町、乙および乙の組合員と協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙の組合員は、第5条の利用申込後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、被災市町に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第9条 この協定に基づき協力宿泊施設を利用する避難者を移送する必要がある場合は、原則、被災市町が移送を行う。ただし、被災市町において移送が著しく困難な場合は、乙の組合員は可能な範囲で移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、被災市町が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者および連絡体制)

第11条 甲および乙は、第2条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

2 甲および乙は、災害等において、協力宿泊施設の提供が円滑に行えるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

(秘密の確保)

第 12 条 乙および乙の組合員は、この協定に基づく業務にて知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(災害救助法が適用されない災害への準用)

第 13 条 災害救助法が適用されない災害において市町から協力要請があった場合、甲は乙に対し、宿泊施設の利用についての協力を要請することができるものとする。この場合において、費用は当該市町が負担するものとし、費用の額および支払い方法等は当該市町と乙や乙の組合員の協議により決定するものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(他の協定との関係)

第 16 条 この協定は、甲または乙が別に締結し、または既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 5 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜 13 番地 22
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 前川 為夫

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」(以下、「協定」という。)第14条の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定める。

(連絡責任者)

第2条 滋賀県(以下、「県」という。)と滋賀県ホテル旅館生活衛生同業組合(以下、「組合」という。)は、協力要請に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡責任者をあらかじめ定め、協定締結後、速やかに「連絡責任者報告書」(第1号様式)により、相互に通知するものとする。また、名簿の内容は毎年度更新するものとする。

(組合員名簿等)

第3条 組合は、協定に基づく協力を円滑に実施するため、毎年度4月1日現在の組合員名簿を県に提出するものとする。

(要請の方法、協力の承諾)

第4条 協定第2条第1項に定める協力を要請するときは、県は「宿泊施設提供要請書」(第2号様式)を組合に提出するものとする。

2 組合は、県からの要請に応ずるときは、県に対し、「協力宿泊施設報告書」(第3号様式)を県に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 組合は、協定に基づく提供を行ったときは、県に対し、「宿泊施設提供実績報告書」(第4号様式)により、実績報告を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 協定第7条の規定により被災市町が負担する費用の種類および額は、別表に掲げるものを基本とし、県が組合および災害救助法を所管する国と協議の上、決定するものとする。

別表（実施細目第6条関係）

費用の種類	費用の額
協力宿泊施設への宿泊費、入浴施設および食事の提供その他施設の利用に要する費用	地域における通常の利用料金以内の額
協力宿泊施設への移送費用（旅客自動車運送事業者を利用する場合にあっては運賃、宿泊施設の車両を利用する場合にあっては燃料費）	地域における通常の実費以内の額
その他必要と認められる経費（手続きに係る事務費等）	地域における通常の実費以内の額

(第1号様式)

連絡責任者報告書

【滋賀県】

担当課	滋賀県防災危機管理局		
担当者			
住所	滋賀市大津市京町4-1-1		
電話番号(直通)	- -		
FAX番号	- -		
E-mailアドレス			
時間 外 連 絡 先	第1連絡者	職氏名	携帯番号
	第2連絡者	職氏名	携帯番号
	第3連絡者	職氏名	携帯番号

【滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合】

担当係			
担当者			
住所			
電話番号(直通)			
FAX番号			
E-mailアドレス			
時間 外 連 絡 先	第1連絡者	職氏名	携帯番号
	第2連絡者	職氏名	携帯番号
	第3連絡者	職氏名	携帯番号

(第2号様式)

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 様

滋賀県知事

宿泊施設提供要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第2条第1項に基づき、宿泊施設等の提供について、次のとおり協力を要請します。

要請の理由	
業務の内容 (該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> をつける)	<input type="checkbox"/> 宿泊施設の提供 <input type="checkbox"/> 入浴施設の提供 <input type="checkbox"/> 食事の提供 (<input type="checkbox"/> 朝 ・ <input type="checkbox"/> 昼 ・ <input type="checkbox"/> 夕) <input type="checkbox"/> 食事場所の提供 <input type="checkbox"/> 避難者の名簿管理 <input type="checkbox"/> 連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置 <input type="checkbox"/> その他 ()
提供地域 (市町)	
提供期間	年 月 日 ~ 年 月 日
提供人数	
備考	

要請担当者 所属
職・氏名
連絡先電話番号

(第3号様式)

年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀県ホテル旅館生活衛生同業組合
組合員

協力宿泊施設報告書

年 月 日付け 第 号で要請のあった宿泊施設等の提供について、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第3条第2項に基づき、次のとおり報告します。

組合員 (宿泊施設名)	施設所在地	担当者 (連絡先電話番号)	受入可能人数	受入可能部屋数	受入可能期間	提供可能業務					施設状況	移送可否	備考		
						宿泊	食事			入浴				名簿管理	連絡責任者
							朝	昼	夕						

注：「提供可能業務」欄には、提供可能な業務に「○」を記載する。
「施設の状況」欄には、宿泊施設の部屋の形態や食堂、入浴施設等の状況等を記載する。
「移送の可否」欄には、利用者を被災地から移送することが可能な場合に「○」を記載する。

報告担当者 所属
職・氏名
連絡先電話番号

(第4号様式)

年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀県ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長

宿泊施設提供実績報告書

年 月 日付け 第 号で要請のあった宿泊施設等の提供について、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第10条に基づき、次のとおり実績を報告します。

提供期間	利用者数 (実数)	宿泊延日数	提供食数			利用者の 移送	備 考
			朝	昼	夕		

注：「利用者の移送」欄には、利用者を被災地から移送した場合の移送方法を記載する。

報告担当者 所属
職・氏名
連絡先電話番号